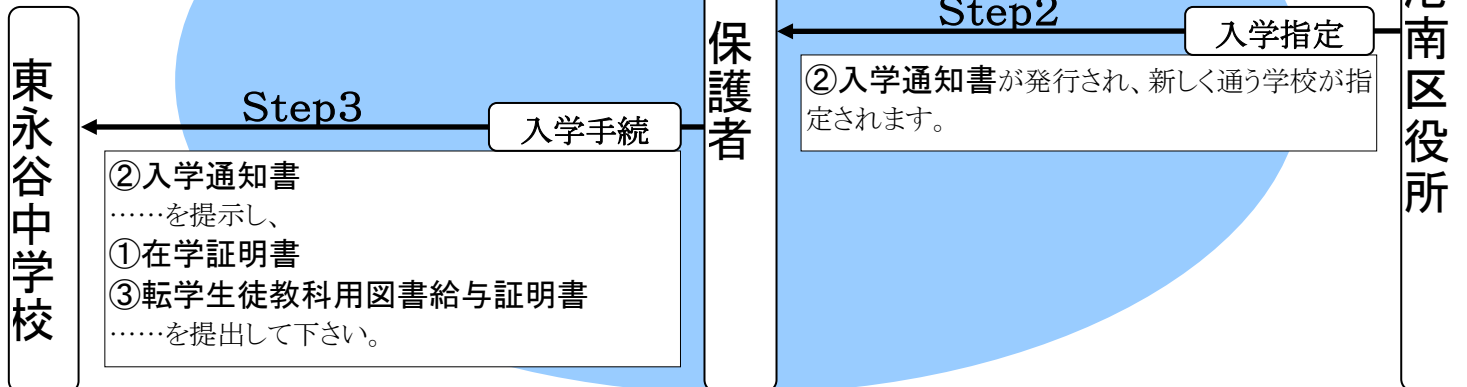


# 転入の手続

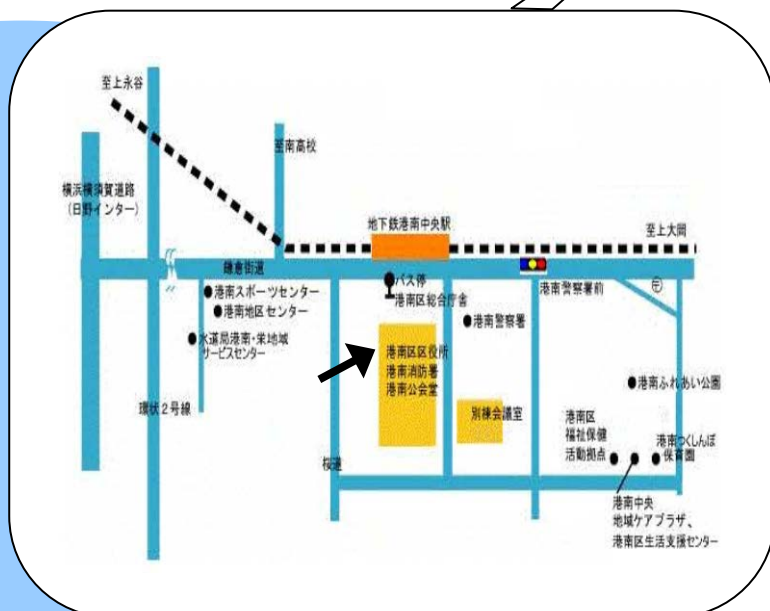


## 指定地区外就学の場合には……

生徒は住所地に基づいて指定された**指定校**に通学するのが原則ですが、**相当の事由**がある場合には、保護者からの願い出により**指定校**以外の学校(希望校)に通うことができる場合があります。これを指定地区外就学といいます。

**事由の種類**により、①**学校長の承諾**が不要の場合、②**希望校**の**学校長の承諾**が必要になる場合、③**指定校・希望校**両方の**学校長の承諾**が必要になる場合、があります(いずれの場合も最終的に住所地の区役所での手続が必要です)。

くわしくは学校までお問合せください。



## 外国人の場合には……

市外、海外から本市に転入し、市立学校に入学を希望する場合は、外国人就学申請が必要です。

①区役所でもらった「外国人就学申請書」に記入し、②就学予定校で校長の副申を得て、③区役所に提出すると「外国人就学承諾書」が発行されます。(韓国・朝鮮籍の場合は②の手続は不要です)

くわしくは学校までお問合せください。

## 横浜市立東永谷中学校

〒233-0011

横浜市港南区東永谷2丁目14番7号

TEL045-823-9901

FAX045-826-3113